

第 184 回

静岡県都市計画審議会

議 事 録

と き 令和3年7月8日（木） 午後1時30分から

ところ 静岡県庁西館4階第一会議室

午後 1 時30分開会

○司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第184回静岡県都市計画審議会を開会いたします。

まず、定足数の報告をいたします。

本日の審議会には、現在委員15名の出席をいただいております、定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、まず最初に、交通基盤部理事の佐野よりご挨拶申し上げます。

○佐野交通基盤部理事 皆様こんにちは。静岡県交通基盤部理事の佐野でございます。

開会の挨拶の前に、この場をお借りいたしまして、先日の豪雨によりまして、熱海をはじめ、県東部地方では甚大な災害が発生いたしました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた方に対しまして、お見舞い申し上げます。被災された方々が、一日も早く普段の生活に戻れるよう、市、県の関係機関と連携し、早期復旧に努めてまいりますので、引き続き皆様のご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

それでは改めまして、本日は委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しいところ、コロナ禍で、また、このような中ではございますけれども、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日ご審議いただく議案は、沼津市が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更に関し利害関係者から出された意見書の内容の審査をお願いするものでございます。

この土地区画整理事業は、沼津駅周辺総合整備事業を構成する1つとして進められている都市拠点の形成と良好な居住環境の整備を目的とした大変重要な事業でございます。

また、次の報告事項でございます都市計画区域マスタープランにつきましては、昨年度改訂したところでございますが、昨今の人口減少や高齢化の進行など、社会状況の変化や激甚化する災害から人々を守り、地域の特性を生かし、持続的発展するまちづくりを目指すため、次回の改訂に向けて、基本的考え方をお示しするものでございます。

委員の方々におかれましては、これらにつきまして、本日ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はよろしくお願い申し上げます。

○司会 次に、委員の異動をご報告いたします。

本日お配りした次第裏面の委員名簿をご覧ください。

市町の長の代表として菊地豊様に、市町の議会の議長の代表として和久田哲男様に新たにご就任いただきました。本日は菊地豊様にご出席いただいております。菊地様、よろしく願いいたします。

○菊地委員 よろしく願いします。

○司会 続きまして、資料の確認をお願いいたします。

(資 料 確 認)

○司会 次に、発言時です。ご発言の際には、事務局職員がマイクを持参いたしますので、お申しつけください。

最後に、会議の公開に関する規定です。県では、審議会は原則公開で行なうこととしておりますが、県情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当すると認められる事項に関する審議を行なう場合などには、当該会議を公開しないことができると規定しております。

なお、都市計画審議会における会議の公開実施要綱第2条第2項には、「事務局は、議案が固まった後に、会長に公開、非公開について諮るものとする」とされており、事前に事務局から会長に会議の非公開についてご提案をいたしております。

事務局からは以上です。

この後の議事進行につきましては、審議会運営規程第6条に基づきまして、森本会長をお願いいたします。

○森本会長 はい、分かりました。

皆様こんにちは。

それでは、ただいまから議案の審議に入ります。

初めに、本日の議事録への署名でございますが、私のほか、中山勝委員にお願いしたいと思います。中山委員、よろしく願いいたします。

本日の案件でございますが、次第のとおり、土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書の議案1件と報告事項の1件でございます。

事務局からご提案があったとおり、本日審議会に付議されている意見書及び関係資料につきましては、一部に個人情報が含まれております。審議会を公開した場合、個人情報に触れずに議論することになり、審議に支障が生じるおそれがあることから、審議会運営規程第8条により審議を非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森本会長 それでは、議案の審議については会議を非公開といたします。

傍聴人及び報道関係者の方がいらっしゃいましたら、ご退席をお願いいたします。

それでは、議案の審議終了後に会議を公開いたしますので、ご承知おきください。

それでは、第1号議案 土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書を上程いたします。

審議会運営規程第7条に基づき、事務局に説明を求めます。

○沼野景観まちづくり課長 景観まちづくり課の沼野でございます。本日はよろしく願ひいたします。

私から、第1号議案についてご説明いたします。着座にて説明させていただきますけれども、よろしくお願ひします。

まず、議案書の3ページをご覧ください。併せて議案附図の2ページをご覧ください。

本議案でございますけれども、位置図に赤色の枠で表示します、沼津駅を中心とする地区で、沼津市が平成19年度から施行している静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業におけます事業計画の変更に対しての意見書についてご審議いただくものです。

当日配付資料のうち、青色の表紙、参考資料の1ページをご覧ください。

初めに、意見書の内容をご説明する前に、法的手続の流れと事業内容、事業計画の変更内容についてご説明申し上げます。スクリーンにも同じものを映しておりますので、そちらもご覧ください。

市が土地区画整理事業を施行しようとする場合は、土地区画整理法第52条の規定によりまして事業計画を定めなければなりません。

この事業計画を定めようとする場合や、これを変更しようとする場合は、同法第55条の規定に基づきまして、施行者である市は、公衆の縦覧に供し、広く住民に知らしめなければなりません。また、利害関係者は、この縦覧された事業計画について意見がある場合は、知事に意見書を提出することができることになっております。ただし、都市計画において定められた事項につきましては、都市計画決定の際に既に意見を聞く機会が設けられておるため、意見書の提出はできないことになっております。

意見書が提出された場合でございますけれども、知事はこれを県の都市計画審議会に付議しまして、審議会のほうで意見書を採択とするか、不採択とするかについて、意見書の内容を審議していただきます。不採択の場合は、知事はその旨を意見書提出者に通

知しまして、採択の場合は市に対し必要な事業計画の修正を求め、市は事業計画の修正後、再度縦覧から同様の手続を行なうこととなります。なお、意見書が不採択となれば、知事が事業計画において定める設計の概要を認可し、市が事業計画を決定することになっております。

スクリーンをご覧ください。

太い枠で囲んだ本事業でございますけれども、県と沼津市が実施しています沼津駅周辺総合整備事業の1つとして位置づけられております。

沼津駅周辺総合整備事業は、沼津市が静岡県東部の拠点都市として、また、にぎわいと活力のある都市として成長していくために、鉄道により分断された中心市街地の交通問題を解決し、都心の土地を最大限活用した新たな都市の魅力づくりに向け、鉄道の高架化や幹線道路の整備、土地区画整理事業、再開発事業などを行なうものです。

それでは、こちらのスクリーンですけれども、こちら、青色の表紙、参考資料の2ページと3ページにもありますので、そちらも併せてご覧ください。

沼津駅周辺土地区画整理事業は、平成6年4月に都市計画決定されまして、平成19年2月に新車両基地エリアを追加する都市計画変更がされました。位置図に、赤色、青色、黄色、緑色の4色の枠で示す現在の区域となりました。この色分けごとに4つの地区に分けて事業を施行しております。このうち、今回事業計画を変更しようとする静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業は、沼津駅の東と西に赤枠で囲んだ2つのエリアを施行する事業でございます。

本事業は、J R 沼津駅の東に位置する約12.5haの拠点エリアと、沼津駅より西へ約1.5kmに位置します約5.9haの新車両基地エリアを合わせた、面積約18.5haを施行地区としております。現在、東側の拠点エリアにありますJ R 車両基地が、西側の新車両基地エリアに移転される計画となっております。

平成19年度に沼津市が事業計画を決定しまして、令和6年度までを事業期間として、これまで事業を進めてまいりました。令和3年6月時点の地権者数は、共有名義を1カウントとしまして106人となっております。

参考資料の4ページをご覧ください。

本事業施行地区のうち、沼津駅の東側に位置します拠点エリアの変更前後の新旧対照図になります。

スクリーンをご覧ください。

地区の現況についてご説明いたします。本地区には、黒い矢印のついた線で示す J R 東海道本線と J R 御殿場線が東西に走っており、J R 御殿場線の周囲には、水色の網掛けで示します J R の車両基地があります。これらの鉄道敷施設以外は、おおむね住宅地となっている状況でございます。

沼津駅周辺総合整備事業では、J R 東海道本線と J R 御殿場線を青色の矢印のついた線で示す位置に高架化し、J R 車両基地を本土地区画整理事業地区内であります新車両基地エリアに移転します。

また、地区内には、幅員の広い都市計画道路が 3 路線あります。図の右側、地区の東側に平町岡一色線、それから図の左側、地区の西側に三枚橋岡宮線がそれぞれ南北に走りまして、地区の中央に七通線が東西に通っております。地区内のこれらの都市計画道路は本事業において整備されることとなっております。

参考資料の 4 ページをご覧ください。

変更しようとする主な 3 項目についてご説明いたします。

1 つ目は、区画道路と公園の変更です。拠点エリアの新旧対照図におきまして、スクリーンに青色の破線で囲っております J R 車両基地及び車両基地の南東側の住宅地のエリアにて、区画道路と公園の配置を変更しております。区画道路につきましては、図面の右側に凡例を示してありますが、薄い黄色で線状に着色している道路を廃止しまして、赤い斜線で示す道路を新設し、変更後の区画道路は赤色で表示しております。公園につきましては、黒い数字②と③の薄い黄色で示す公園を廃止しまして、赤い数字②の赤い斜線で示します区域を拡大しまして、変更後は緑で表示するとおりとなります。

この変更によりまして、車両基地跡地に一般宅地が配置されないようになります。これは、地権者の早期移転の意向を踏まえたものでございまして、長期間宅地化できない車両基地跡地を換地先としないよう配慮したものとなっております。また、市のまちづくりの方針といたしまして、車両基地跡地には、公共公益施設の立地を検討していく方針としているため、規模の大きな広い街区を確保するようにしたものでございます。

2 つ目の変更点でございますけれども、事業施行期間の延伸です。現在の事業計画では、事業期間を平成 19 年度から令和 6 年度までとしておりますが、今後の地権者の移転計画や道路築造工事など、事業工程を考慮いたしまして、事業完了年度を令和 19 年度まで延伸するものでございます。

最後に 3 つ目でございます。こちらは施行面積の変更となります。現在の施行面積は

登記簿に記載されている面積の合計でございますが、実際の測量により算出された面積に変更するものでございます。

提出議案の3ページをご覧ください。

今回、事業計画の変更案につきまして、令和3年3月23日から4月5日までの間縦覧したところ、11名の方が閲覧し、意見書提出期限である4月19日までに20名の方から20通の意見書が提出されたため、この審議会に付議するものとなっております。

意見書には、それぞれ複数の意見が記載されておまして、また、ほかの意見書と重複する意見も多数ございました。これらの意見を1から6までの6つの項目に分けて、さらに1の(1)から6の(1)までの14の意見に分類し、意見書の要旨としてまとめております。

当日配付資料のうち、ピンク色の表紙、当日配付資料①の1ページになりますけれども、こちらをご覧ください。

意見書を提出した20名のうち、10名は施行地区内の方、残りの10名が地区外の方であります。表の左側に書いてありますけれども、施行地区内、地区外ということでございます。また、20名のうち、二重丸で示した12名につきましては、6つの同一の住所から2名ずつ提出されたものであります。2ページから45ページが20通の意見書の原文になります。

それから、左上の表でございますけれども、それぞれの意見書に、先ほどご説明した1の(1)から6の(1)までの14種類のどの意見が記載されているのか、表にまとめたものになります。

例えば、一番上の段の方の意見書には、横を見ていきますと、2の(2)と3の(4)、3の(5)、3の(6)、それから4の(1)の5つの意見が記載されているということを示します。また最下段には、分類しました各意見ごとの集計をしております。例えば、1の(1)につきましては5人の方から意見が出ていますということになります。

それでは、青色の表紙の参考資料の5ページをご覧ください。

ここから、今回の議案について、意見書の要旨と、意見に対する施行者である沼津市の見解についてご説明いたします。

まず、最初の意見でございます。

項目1、「『事業計画の策定及び縦覧手続き』について」であります。

(1)「土地区画整理審議会や地権者に十分な説明がないまま事業計画の変更案を策

定しており、法律に違反している」という意見が5通と、(2)「地区住民との話し合いにより縦覧資料を作成し、住民全員に説明の後に縦覧すべき、縦覧手続が適法性を欠いている」という意見が3通提出されております。

これに対する施行者の見解でございます。

「事業計画の変更にあたり、土地区画整理審議会への説明を行うとともに、施行地区内の地権者に対して個別説明の実施を案内し、説明を拒否した地権者等を除き説明を行った。変更する事業計画の縦覧手続については、土地区画整理法施行令第3条に基づき、公告を行なった上で、同法第55条に基づき、適正に行なっている。したがって、本意見は採択すべきでないと考える。なお、引き続き説明等の要望があれば、その都度、丁寧に対応していく」としております。

次に、項目2でございます。「『事業の目的』、『変更理由』について」であります。

(1)「事業の目的から『鉄道高架事業の推進と』を削除しており、事業の本質と必要性について誤った判断をされる懸念がある」という意見が2通出されております。

スクリーンをご覧ください。

少し分かりやすく示したものになります。意見書の中で出てきた事業の目的について、現在の事業計画と変更案を左右に並べたものです。

この意見に対する施行者の見解でございますけれども、「本事業は『鉄道高架事業と一体的な事業展開により、良好な都市居住環境を形成する』ことを主たる目的としていることから、表現を改めたものである。したがって、本意見は採択すべきでないと考える」としております。

次に、(2)「変更理由が記載されていない。丁寧な説明を要望する」という意見が12通提出されております。

これに対する施行者の見解は、「土地区画整理関係法令には、事業計画の変更にあたり、その理由を記載する規定はない。したがって、本意見は採択すべきでないと考える。なお、説明等の要望があれば、その都度、丁寧に対応していく」としております。

次に、項目3でございます。「『土地利用計画』、『仮換地等』について」であります。

(1)「施行後の鉄道用地面積の記載がない」という意見が2通と、(2)「一般宅地とは異なるJR東海の鉄道用地の換地の扱いを明示すべき」という意見が2通提出されております。

スクリーンをご覧ください。

変更しようとする事業計画におきまして、事業施行前後の土地の面積を表示したものになります。凡例にあるとおりですけれども、上段の赤い字が現計画、変更前で、下段の黒い字が変更案、今回変更後を示しております。「宅地」とあるのですけれども、ここで扱います「宅地」とは、土地区画整理法上、道路や水路、公園など公共施設の用地以外の土地を指すことになっております。

これを踏まえて、左側の施行前の欄では、宅地のうち、一般宅地や田畑、鉄道用地など、それぞれの現況の面積を記載しております。右側の施行後の欄でございますけれども、鉄道用地を含みます、それぞれの宅地の合計の面積を記載しております。これについての意見ということになります。

そして、この意見に対する施行者の見解でございますけれども、「事業計画に記載すべき事項については、土地区画整理法施行規則第6条に定められている。この中で、宅地（本条では公共施設用地以外の土地全てを示す）の地積の合計について、土地区画整理事業施行前後の割合を記載することとされており、これに基づき適正に記載している。したがって、本意見は採択すべきでないと考える。なお、施行後の鉄道用地面積等の個別の面積は今後の換地計画において明確になるものである」としております。

次に、（3）「『J R 車両基地跡地を有効利用し、良好な住宅地として計画する』とあったものから、『J R 車両基地跡地を有効利用し、』の文言削除は反対」という意見が9通と、（4）「車両基地跡地は、住居の移転の話があったり、公共施設とする話があったりして市の態度が一貫していない」という意見が3通提出されております。

スクリーンをご覧ください。

車両基地跡地の土地利用計画について、現在の事業計画と変更案を並べたものです。現在の事業計画では、「その他の街区は、既存住宅地とともにJ R 車両基地跡地を有効利用し、良好な住宅地として計画する」としております。これを「その他の街区は、既存住宅地とともに良好な住宅地として計画する」と変更しようとするものでございます。

再度スクリーンをご覧ください。

その他の街区でございますけれども、こちらにつきましては、拠点エリアのうち、青い丸で示した都市計画道路三枚橋岡宮線と都市計画道路七通線との交差部付近の街区を除きました、赤い丸で示した街区のことになります。

この意見に対する施行者の見解です。「地権者の早期移転の意向等を踏まえ、工事期

間が長期にわたる車両基地跡地へ一般住宅地を換地しないよう、土地利用計画の見直しを行い、区画道路の配置等の変更を行うものである。なお、本事業と並行して、沼津市では、有識者、商工会議所、自治会連合会及び行政機関等から構成する『沼津市中心市街地まちづくり戦略会議』を立ち上げ、中心市街地のまちづくりに関する今後の取組をとりまとめた『中心市街地まちづくり戦略』を策定し、令和2年3月に公表した。この中で、車両基地跡地については拠点形成に資する公共公益施設の導入を検討していく方針としている。したがって、本意見は採択すべきでないと考えている」としております。

次に、（５）「住民の大半が都市計画道路沿線への換地となるため、減歩率が高くなる。減歩率及び事業の見直しが必要」という意見が1通提出されております。

これに対する施行者の見解は、「都市計画道路は都市圏の将来像及び交通需要に応じて配置される必要な施設であり、本事業の減歩率は、都市計画道路の整備による利便性の向上等、事業による宅地の価値の上昇の範囲内で、公平な負担となるよう定めたものである。したがって、本意見は採択すべきでないと考えている」としております。

続きまして、（６）でございます。「都市計画道路平町岡一色線は、地区外の南側と北側が整備されない状況では、全く利用価値がなく、返って渋滞が発生することも考えられる」という意見が1通提出されております。

スクリーンをご覧ください。

都市計画道路平町岡一色線は、施行地区内の拠点エリアの東側を南北に通る、ピンク色で表示する路線であります。本土地区画整理事業の施行地区を外れた南側と北側の区間についても都市計画決定されている状況でございます。

この意見に対する施行者の見解でございます。「都市計画道路平町岡一色線は、都市圏の将来像及び交通需要に応じて都市計画決定された施設であり、本事業の施行地区外についても今後整備していく。したがって、本意見は採択すべきでないと考えている」としております。

次に、項目4、「『事業期間』について」であり、（１）「事業期間の延伸に反対。長期間、法規制下に置くことは、人権侵害である」という意見が10通と、（２）「事業期間短縮要望。」という意見が2通提出されております。

これに対する施行者の見解でございます。「事業認可取得以降、これまで、事業用地の先行買収、地元関係者との協議、換地設計等を実施してきたが、今後の建物移転計画や道路築造工事などの事業工程を考慮し、今回、必要な事業施行期間の延伸を行なうも

のである。したがって、本意見は採択すべきでないと考える。なお、少しでも事業期間が短縮できるよう努めていく」としております。

次に、項目5、「『資金計画』について」であります。

(1)「市単独費12億円増加の説明がない。増加は承服できない」という意見が8通提出されております。

スクリーンをご覧ください。

変更しようとする事業計画におきまして、資金計画書の収入の内訳を表示したものでございます。上段の赤書きが現行計画、下段が変更案となっております。

これに対する施行者の見解でございますけれども、「市単独費の増加は、土地価格の下落に伴う国交付金の減額や電線共同溝工事における市負担分の増額等によるものであり、事業の実施に必要なものとする。したがって、本意見は採択すべきでないとする」としてあります。

次に、項目6、「『鉄道高架事業』について」であり、(1)「御殿場線の高さが15mになり、富士山が見えなくなるので反対」という意見が1通提出されております。

これに対する施行者の見解は、「本意見は土地区画整理事業の事業計画に対する意見とは認められない。したがって、本意見は採択すべきでないとする」としてあります。

以上、意見書内容及び意見書に対する施行者である沼津市の見解を説明してまいりました。施行者の沼津市は、提出された意見につきまして、全て採択すべきでないと考えております。

また、市は、今後も関係者と丁寧にコミュニケーションを取りながら事業を進めていく考えということでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○森本会長 ただいま事務局からご説明がありましたけれども、この議案は、沼津市が施行する静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業の事業計画変更につきまして、利害関係者から提出された意見書を採択すべきかどうか、審議会の議決を求めるものでございます。

それでは、皆様からご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

では、蓮池委員。

○蓮池委員 蓮池でございます。

私が住んでいるすぐ近くのエリアでございまして、少し委員の皆様にご説明も加えて、質問したいと思うんですが、この土地区画整理事業は、もともと沼津駅の周辺総合整備事業の中の6つの大きな事業の中の土地区画整理事業。その区画整理事業も、4つたしかあったと思いますが、そのうちの1つということなんですが、ようやくこの総合整備事業、特に鉄道高架事業が、今年の2月でしたかね、貨物駅の移転場所である原駅の土地の収用がようやく終わりました、いよいよ本体事業そのものがようやく始まるという、沼津市にとっては大変願望高い事業でございます。そういう意味では、非常に私自身も関心を高く持っているんですが、その上で3点ほど質問させていただきたいと思いますが、まず、この事業計画の変更にあたりまして、地権者全員に説明をされたというふうにご説明をいただきました。そこで、先ほど106名の地権者と言いましたかね。地権者全員の数と、具体的に何名に説明して、それで説明を受けられた皆さんの反応というか、この計画変更に対する反応はどうだったのか。あと、どのぐらいの期間をかけて、この説明を行なったのか。その点をまず伺いたいと思います。

○沼野景観まちづくり課長 はい、ありがとうございます。

地元への説明でございますけれども、沼津市のほうで、令和元年10月から現在までに、地権者106名のうち102名に個別に説明を実施しております。説明の結果、事業計画の変更について、おおむね了解を得られたと聞いております。説明の際には、今回の事業計画の変更等、事業期間の延伸も含めましてですけれども、その辺はしっかり説明していると聞いております。

また、事業計画の変更のほうの説明と併せまして、移転先の案を提示しております。現在までに、102名のうち94名の地権者から了解を得られております。なお、区画道路沿いを希望するとか早期移転を希望するなどの理由によりまして、こちらで提示した案に対しまして変更の希望が出ているという方が3名ほどいると聞いております。その方々とは、現在引き続き調整を行なっているということでございます。

以上でございます。

○蓮池委員 私も、市からいろいろな説明が随時あるんですが、なかなか地域に入って、全体を集めて説明がなかなかできないので、こういう形で個々に説明をされたということですが、まだまだ地権者の皆さんに不明点もあろうかと思っておりますので、引き続きご不明な点は丁寧な説明をお願いしたいなということを要望しておきたいと思っております。

2点目でありますけれども、この現在の計画は令和6年度。これを19年度まで13年延

ばすという説明でございました。この13年延伸をする、どういう工程でこの整理事業と
いうのを進めていかれるのか。その点について、もう少し詳しく説明いただければと思
います。

○沼野景観まちづくり課長 事業期間を延伸するというで、今後の工程ということ
でございますけれども、今回の事業計画の変更が認可されれば、沼津市では、来年度、令
和4年度から、一定規模のまとまったエリアごとに、建物移転であったりとか道路整備、
それからライフラインの築造ですね。あと宅地の造成。そういったものを順次進めてい
くということになります。

まずは、移転までに長い期間を要する、鉄道施設を含まない現在のJR車両基地の南
東側のエリアですね。車両基地を外した部分になりますけれども、このスクリーンでい
きますと、青い枠の中の赤い①がある辺りですかね、そちらが鉄道敷から外れているも
のですから、こちらにつきまして、主に作業を進めていくということになります。

現在、JR車両基地の南東部のエリアにおきまして、JRの社宅の撤去などを順次行
なっていくことになると思うんですけれども、それと、平町岡一色線の都市計画道路が
ある辺りで先行買収した土地があります。そちらと併せて移転先の宅地の整備を進めて
いくと。そういった計画として聞いています。その後、鉄道高架事業と進捗を合
わせながら宅地造成と建物移転を進めていくことになるかと考えております。そういった
ことで今後進んでいくということになります。

以上でございます。

○蓮池委員 そうすると、この13年の間に、移転等で新しい家に住み替えられる方が、順
次この事業の中で進んでいくということによろしいですか。

○沼野景観まちづくり課長 そうということになります。これが認可されれば、順次13年の
間にそういったことになるということでございます。

○蓮池委員 ありがとうございます。

その後ですけれども、この沼津市の説明の中に、沼津市中心市街地まちづくり戦略会
議。この中で、車両基地の跡地については、拠点形成に資する公共公益施設。この導入
を検討していく方針というふうになっておりますが、こういった方針になった経緯。そ
れから具体的にどういう施設の導入を検討されているのか、今分かる範囲で、あれば教
えていただきたいと思えます。

○沼野景観まちづくり課長 ありがとうございます。

沼津市で立ち上げています中心市街地まちづくり戦略会議で決めました中心市街地まちづくり戦略というものでございますけれども、こちらにつきましては、来訪者数とか、商業売上高の減少であったりとか、拠点性の低下とか、スポンジ化。そういったものが進んでいるというのが課題になっており、そういった状況である沼津市の中心市街地におきまして、多くの人々が回遊する魅力ある都市の顔として再構築していくために、今後どんな事業展開をしていったらいいかということで、沼津駅周辺総合整備事業と併せて実施すべきまちづくりの施策の方向性ですね。そういったものを示すことを目的として、この中心市街地まちづくり戦略を策定したと聞いております。

その中で、車両基地跡地につきましては、沼津駅に近接すると同時に、都市計画道路三枚橋岡宮線や七通線の沿線に位置するというので、公共交通とか、あと一般車にとっても、すごくアクセスがよいということになる土地になるものですから、こういったことも踏まえまして、まずは市民の利便性とか拠点形成に資する公共公益施設を検討するというので位置づけられていると聞いております。

さらに、立地のニーズが見込める場合につきましては、高等教育機関であったりとか先端産業機能も選択肢に加えるということにしていると聞いております。

以上です。

○蓮池委員 ありがとうございます。

具体的に、まだどういったものかというのはこれからだと思いますが、あと最後に、この住民意見の中で、減歩率が高くなるという質問がありましたが、これは今回の計画変更に伴って、今までの計画と大きく減歩率が変わるということがあるのでしょうか。

○沼野景観まちづくり課長 減歩率につきましては、今の段階に来ますと、そんなに変わるということはあまり想定されません。これから換地計画というものをつくっていく中で細かな数字が決まってくると思うんですけども、そういったことで、換地先が決まれば、条件等はそんなに変わってこなくて、そういった換地の面積とかが確定し、それに応じた減歩率というものがそれぞれ決まってくるものですから、今の段階に来ますと、提案した中での減歩率とはそんなに変わらないと想定されます。

○蓮池委員 ですから、もともとの前の計画の減歩率、それぞれみんな個々の家によって、移動する場所によってとか土地の大きさ等によっても違ってくるとは思います、計画変更がされたからといって、大きな減歩率の変更があるということはないという理解でいいでしょうかね。

○沼野景観まちづくり課長　そうですね。減歩率につきましては現段階でいきますと、それほど変わらないというようなことで聞いております。

○蓮池委員　引き続き、地権者の皆さんに丁寧な説明と対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○森本会長　はい。それでは、そのほかにいかがでしょうか。

では細井委員、お願ひします。

○細井委員　細井です。

事務局で整理していただいた、この意見書の項目、1から6までございますけれども、そのうちの、4について教えていただきたいのですが、事業期間が13年も延伸になるということに対する反対意見が10通あって、その内容として、長期間法規制下に置かれることが非常に困ると。人権侵害じゃないかというような意見が出ているようなのですが、この事業期間の間法規制を受けるというのは、ちょっと教えていただきたいのですが、例えばその間に、ご自分の、皆さんのお持ちになっている家屋の増改築が一定の規制を受けるというのは、まあ恐らくそれはあるんだろうと思うのですが、ただ財産権の処分とか、もうちょっといろんな事情で売って、どこかへ行きたいというような、そういう権利まで規制をされるのでしょうか。

ちょっと教えていただけるとありがたいのですが。

○沼野景観まちづくり課長　ありがとうございます。

細井委員の今おっしゃったとおり、家の修繕とかそういったものにつきましては、今後、換地とかいろいろあるものですから、今やると、なかなか出費の負担が出てしまうということはあるんですけれども、ただ、今の住んでいる土地から出ていくとか、そういったことについては特に規制のあるものではないと認識しております。

○細井委員　なるほど。そうすると、例えば「今住んでいるところが雨漏りしたから直させて」というようなことは、それは合理的な範囲であればできると。それ以上財産権の処分とか、もうお金に換えたいとかいうことについては特に規制を受けるようなものではないという理解でよろしいのでしょうか。

○沼野景観まちづくり課長　そのとおりでございます。

○細井委員　はい、ありがとうございます。

○森本会長　はい。そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、採決のほうに入りたいと思います。

最初に、皆様に採決の方法についてお諮りをしたいと思います。

第1号議案の意見書でございますが、意見の内容が重複するものが非常に多く、20通を一括して採決し、もし採決すべきとするものが過半数を超えた場合は各意見書ごと、つまり個別に賛否を伺うという形をとったらいかがかというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森本会長 それでは、第1号議案の土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書につきまして、先ほど事務局からご説明もありましたが、沼津市、施行者の見解はいずれも採択すべきではないというふうにご説明をされておりますが、いずれかの意見書を——これはどこでも結構です——いずれかの意見書を採択すべきとすることに賛成の委員はご起立をお願いいたします。

(起立なし)

○森本会長 起立される方がいらっしゃいませんので、よって、第1号議案の意見書につきましては、20通、いずれの意見書も不採択とすることに決定したいと思います。これを知事に答申させていただきます。ありがとうございました。

それでは、これより会議を再び公開いたします。しばらくお待ちください。

それでは再開いたします。

先ほどの審議結果についてお知らせいたします。

第1号議案の意見書につきましては、いずれの意見も不採択と決定しましたので、お知らせいたします。

本日付議されました議案の審議は以上で終了いたします。

続いて、次第の3の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

○平井都市計画課長 都市計画課長の平井でございます。よろしくをお願いいたします。

私から、提出議案1ページに「報告1」とございます、次回の都市計画区域マスタープラン策定に向けた基本的考え方をご説明いたします。使用する資料は、報告事項資料、緑色のものと、当日配付資料②の黄色いものでございます。お手元にご用意ください。

それでは、緑色の表紙の報告事項資料1ページをお開きください。

前回2月の当審議会におきましてご審議いただきました県内19の都市計画区域マス

タープランにつきましては、3月末に告示したところですが、次回5年後に見直し予定の区域マスタープランは、この表の右側の基本的考え方を踏まえて作業を進めることを考えております。この基本的考え方につきましては、前回の審議会におきまして簡単にご説明しておりますが、今回はその内容をバックデータをお示ししながら説明させていただきます。

説明は、黄色の表紙、当日配付資料②を使用して行ないます。

資料の1ページをお開きください。

まず、左の欄、現状と課題認識の①、人口及び世帯数減少の進行に伴い、市街地の規模について考え方の再整理が必要となっている状況でございます。

2ページをご覧ください。都市計画における市街地規模の考え方をご説明いたします。

図において、黄色が住宅地、ピンク色が商業地、青色が工業地の規模で、このうち赤の実線で囲まれた範囲が既存の市街化区域内の住宅地、商業地、工業地でございます。これに対しまして、赤い破線で囲まれた範囲が、人口や経済活動の将来見通しを根拠として新たな市街化区域として必要と見込まれる土地であり、これをそれぞれ保留する人口フレーム、商業フレーム、工業フレームとして、その規模を都市計画に定めております。

3ページをご覧ください。

本県の人口の推移を示したグラフになります。2020年から2005年頃をピークとしまして、既に減少に転じております。

4ページをご覧ください。

こちらは世帯数の推移を示すグラフです。人口が減少に転じました2005年の後も僅かながら増加していましたが、2020年から2025年頃をピークに減少に転じると予測されております。

5ページをご覧ください。

こちらは、年間卸小売販売額と第3次産業就業人口の推移を示したグラフです。今後は総人口の減少に伴って、販売額及び就業人口とも減少を余儀なくされる見込みとなっております。

次に、6ページをご覧ください。

こちらは製造品出荷額の推移を示すグラフです。本県の工業出荷額は、短期的な変動はあるものの、中長期的には増加傾向となっており、これは今後も続く見込まれてお

ります。

7 ページをご覧ください。

こちらは、都道府県別工業に係る各指標の全国ランキングを示した表です。本県の人口は全国10位でございますが、事業所数、従業者数、出荷額、いずれの指標も5位以内と、上位にあります。

8 ページをご覧ください。

交通ネットワークの状況を示した図です。東西の大都市圏へのアクセスのみならず、南北を含めた広域交通インフラのさらなる充実を生かし、今後もその優位性を維持していくべきものと考えます。

1 ページにお戻りください。

①の右側、この現状と課題認識に対する市街地規模の考え方でございます。

人口、世帯数とも減少していく予測の中、今後も集約型の土地利用を進めるため、人口フレーム方式による新たな住宅地の拡大は原則行なわないことといたします。ただし、自然災害など危険なエリアからの移転を考えた場合、新たな住宅地が必要となることは考えられるため、その際には検討してまいります。

次に、本県の商業販売額や就業人口は総人口とともに減少が予測されており、また、都市の拡散を抑えることから、商業フレーム方式による新たな商業地の拡大は行なわないことといたします。

次に、本県の工業出荷額は今後も増加が予想されており、ものづくり県として、優位性を今後も維持するために、工業フレーム方式による新たな工業地の拡大は引き続き柔軟に対応していきます。

次に、現状と課題の②、人口密度の低下と高齢化の同時進行に伴う公共交通の衰退や移動困難の解消についてでございます。

これに対しましては、右側の欄、「都市内移動のスマート化」といたしまして、都市内移動を支える新たな公共交通サービスの実現を図るため、近年のデジタル技術の急速な発展を踏まえ、交通体系の中に自動運転の役割を位置づけてまいります。

9 ページをご覧ください。

人口密度の低下を示す図表です。左上のグラフは、県内の人口集中地区、いわゆるD I Dの面積及び人口密度の推移を示しております。昭和45年には、D I Dの面積は約200km²、人口密度は1 km²当たり7,000人余でした。その後D I Dの面積は増加し、現在

ではほぼ倍増しておりますが、人口密度は低下しており、市街地が広く薄く拡散しております。

これを地図で示したものが下の図であり、このうち岳南地域を拡大したものが右の上の図になります。

黄色が昭和45年のD I D、薄いピンクが平成2年、赤が平成27年までに拡大したD I Dです。時間の経過とともに市街地が拡散してきたことがお分かりいただけるかと思えます。

人口密度が低下すると、これまで使われてきた公共交通、特に乗り合いバスですが、これが使われにくくなり、路線撤退ということになります。バス事業者の声、問題意識としましては、採算性も重要ですが、それ以上に運転手の確保が大きな課題と聞いており、路線、便数ともに集約、減少傾向にあります。

10ページをご覧ください。

森本会長よりご案内いただきました、交通体系の中の自動運転車の役割を示した図になります。三角形の底辺側が最も身近な地区内移動で、頂点側が都市間の長距離移動のイメージです。右側半分が公共交通による移動分担で、自動運転の役割分担を赤で囲んでおります。このうち、最も身近な地区内移動の部分において、人口低密エリアや高齢化した住宅団地など、社会的必要性の高い場所から公共交通としての自動運転車を導入し、移動手段を確保することが肝要と認識しております。

1ページにお戻りください。

次に、現状と課題認識の③、自然災害の頻発化・激甚化とこれに対する平時からの備えについてです。対応する右側の欄、「都市防災への取り組み」としまして、まず立地適正化計画への防災指針に関する加筆・追記や、事前都市復興計画の策定の取組を市町に促すことといたします。また、雨水の貯留や浸透機能を持つ緑地を着実に保全するなど、流域治水の1つとして防災上の土地利用方針を示すことを進めてまいります。

11ページをご覧ください。

国土交通省が示している立地適正化計画における防災指針のイメージです。立地適正化計画とは、人口減少社会においても暮らしの質を維持することを目的に、今後の市街地の在り方にメリハリをつけるものです。そのための具体的な手法として、医療、福祉、商業などの都市機能や住居を一定のエリアに緩やかに移動し、誘導しまして、効率的な施設の配置や適切な人口密度の確保を目指すものです。

一方、立地適正化計画における防災指針とは、都市機能や居住の誘導を図る前段で必要となる防災機能の確保を図るための指針でございます。例えば、図の右上に土砂災害の危険区域をイメージした部分がございますが、そういった土地については、安全度が高まるまで新たな土地利用は控えるなどの方針を示してまいります。

12ページをご覧ください。

既に策定済みである富士市の事前都市復興計画の抜粋でございます。事前都市復興計画とは、大規模な自然災害の発災後、迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、あらかじめ復興の課題を想定し、住民合意の下、被災後のまちづくりの方向性や進め方などを定めた計画です。

富士市の事前復興計画は、復興ビジョン編と復興プロセス編から成っております、それぞれ「復興まちづくりの方向性の共有」及び「市民・事業者と行政の協働による復興の進め方の共有」を目的としております。県内での策定事例は今のところ富士市のみとなっております。

13ページをご覧ください。

国土交通省が示している流域治水の施策のイメージです。流域治水とは、河川管理者のみならず、国、県、市町、企業、住民など、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行なう治水対策のことです。都市計画に係る施策としましては、緑地など雨水貯留浸透能力の高い区域を確実に保全することや、浸水被害のおそれがある区域の土地利用規制が考えられます。

1ページにお戻りください。

次に、現状と課題認識の④、新型コロナ危機を受けた感染症流行下でも住み続けられるまちづくりについてです。

これに対するポストコロナ時代のまちづくりといたしましては、新型コロナウイルスが蔓延する前から取り組んでいる集約連携型都市構造推進の方向性に変わりはなく、三密を回避する「歩いて暮らせるゆとりの都市空間」を目指し、都市内の公園、広場、緑地などオープンスペースの充実・活用などについて検討してまいります。

14ページをご覧ください。

新型コロナ危機を受け、OECD並びに国土交通省から出された報告書の抜粋でございます。

このうち、下側の国土交通省の報告書では、都市における過密を避けるという点では、

マクロの都市機能の集積の問題というよりも、むしろ個々の施設内の空間において過密となることが問題としております。

15ページをご覧ください。

国土交通省から出された、今後目指すべき集約型都市構造である、コンパクトでゆとりあるウォークアブル空間のイメージです。住み続けられるまちづくりを進めるためには、都市を集約することによって得られるメリット、例えば効率的な社会経済活動、カーボンニュートラルへの寄与など、そういったメリットを生かしつつ、新型コロナ感染拡大を契機に、価値が再認識されたオープンスペースを盛り込んだ、ゆとりある都市構造が必要と考えます。

1ページにお戻りください。

これまでご説明した4つの課題と、それに対する基本的考え方は、県全体に共通するものです。よって、これらを全県としての共通目標としてお示しすることが分かりやすい都市計画となると考えております。

16ページをご覧ください。

これまで区域マスタープランの策定マニュアルとして活用してきました静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針というものがございます。この方針、それに加筆・訂正をいたしまして全県版の都市計画マスタープランを策定することといたします。この全県版マスタープランでは、県全体で目指すべき共通目標と全県都市像を示すことといたします。

17ページをご覧ください。

今後のスケジュールでございます。

今年度中に、本審議会のご意見を伺いながら、また市町とも方向性を共有しつつ、基本的な考え方を整理し、令和4年度に策定方針、いわゆるマニュアルを改訂いたします。その後、令和7年度に見直しする各都市計画区域のマスタープラン案の策定作業に入ることといたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

○森本会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、皆様のほうからご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

菊地委員、お願いします。

○菊地委員 ありがとうございます。伊豆市長でございます。

この黄色い当日配付資料②に、新たな住宅地、商業地、工業地という3つのカテゴリーがあって、そして、次のページのポンチ絵の中に、鉄道駅周辺の商業地域という、典型的な人口を対象とした商業地域のエリアが描いてあるんですけども、これは、観光施設というの、この商業施設というくくりの中で整理されていくんでしょうか。

○平井都市計画課長 はい、ありがとうございます。

一応観光施設も商業施設の一部でございますので、この赤い部分に取り込むということで基本的にはよろしいんですが、ものによっては、そこに外れるものもあるかとは思っています。

○菊地委員 それは正直言って絶対避けていただきたいですね。

今、すごく心配になって伺ったんですが、伊豆市は、すみません。直近のデータが、県がまとめたのが平成30年が直近のデータなんですけれども、平成20年からの10年間で人口は16%減っています。しかし総生産はプラス1%なんですね。不思議なことに製造品出荷額も伸びていて、これは何でかよく分からないところはあるんですが、人口を対象とした事業所は減り、同じくらいの数の観光交流客をマーケットとしている事業所が増えているんです。だから経済は横ばいなんですね。これを同じように規制されると生きる道がなくなってしまうわけです。

もう1つの、実は観光の特性は、箱根が典型なんですけれども、ものすごい経済力の中で人口と学校が減っているんですね。これは普通の集落が減っていくと非日常性が高まるという、とても皮肉な結果があって、人口減少と経済力が合わないのが観光の特徴なんですね。ですから、そこはしっかり整理していただきたいということ。

その中で、実はこのカテゴリーの中になくテレワーク村とかリモートワーク村をつくるといったときに、当然一定規模の、例えば3haとか4haぐらいのリモートワーク村をつくりたいなんていうときにも、状況によっては、この規制の中で認められないようなことが起こると、また伊豆半島南部、静岡北部、それから浜松北部のように、これから三遠南信、中部横断道、伊豆縦貫道という、新しいインフラが整っていくところの成長率をそいでしまうことを、今ちょっと急激に心配になったものですから、そこはしっかり整理をしていただきたいと思います。

○平井都市計画課長 はい、ありがとうございます。

伊豆地域の特性がございますので、そういった地域のニーズをもう一度しっかり改め

て把握しまして、今後のまちづくりに向けた方向性というのを見定めていきたいと思
います。ありがとうございます。

○森本会長 はい、ありがとうございました。

地域の実状に合った計画づくりを進めて行くということでございます。

そのほかにいかがでしょうか。

では佐野委員、お願いします。

○佐野委員 ありがとうございます。

前日も申し上げさせていただいたんですが、ポストコロナ危機に対する対応で、コロ
ナが蔓延する以前から取り組んでいる集約型・連携型都市構造機能の方向性に変わり
はないということなんですが、やはり都市に集約することによって密は避けられませ
んし、また、都心に密で、コロナだけではないんですが、災害等も密のデメリットのほうも大
変今強調されていますが、その対応について少しお聞かせください。

○平井都市計画課長 はい、ありがとうございます。

日本の新型コロナ感染状況を調べますと、やはり人口密度とコロナの感染というのは
深い関係があるように見受けられるところではございますけれども、先ほどお示しま
したOECDのレポートなんかをはじめとする——ネットでいろいろ検索して見ることが
できるんですが、そういったものをいろいろ見ますと、人口密度それだけが原因ではな
くて、人口密度に見合わない施設や住宅、公共交通、オープンスペースなどが問題であ
るというふうなことが書かれております。

毎日コロナの感染の報道がございますけれども、感染は飛沫によるものとされてお
りまして、また一方、近くにいただけで感染したという事例は私は聞いてございませ
ん。感染は、人口密度というよりも、生活の様式や習慣、また人々の集い方によるもの
と考えられます。

住み続けられるまちづくりを進めるためには、やはり都市を集約することによって得
られる効率的な社会経済活動や都市経営、また先ほども申し上げましたけれども、カー
ボンニュートラルへの取組。そういったメリットは生かして、それと併せて、三密を避
けて飛沫から回避するといった、オープンスペースを盛り込んだ、ゆとりのある都市構
造づくりが必要というふうに考えております。

以上でございます。

○佐野委員 ありがとうございます。

都会のラッシュだとか、駅にどっと押し寄せるような通勤の光景を思い浮かべますと、なかなか今おっしゃられたようなことの理想と、ちょっと現実とは遠いかなという気もいたしました。交通機能の在り方等もポストコロナには大事だと思いました。

あと、防災、環境の点からいきましても、やはり都市型のタワーマンションの機能が災害で奪われてしまったり、また、集中しているところに今回の災害等起きますとダメージも大きいと思います。

流域治水というお話がありましたけれども、やはり流域は、上流地域に、また中流地域に田んぼ、そして里山、上流の森林の涵養。そういうものがあってこそその治水になるわけですね。そういうところに住んでいる方たちを都市型とって集約というのは、少しこれからの在り方と違うのではないかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○平井都市計画課長 はい、ありがとうございます。

本県が考える都市の集約というのは、一極集中という意味ではなくて、例えば鉄道駅を核とした活動の中心となる拠点や、郊外の生活の場としての拠点、または農林業に従事する方々の集落拠点。そういった数々ある、そういった拠点を集約して、複数ある拠点を道路網や公共交通網で連携する。よく聞かれると思うんですけども、コンパクト・プラス・ネットワークというまちづくり。そういったものを目指しておりますので、里山の人を駅周辺に連れてくるとか、そういうことは全く考えてございません。

以上でございます

○佐野委員 分かりました。都市計画ですので、都市をつくるのを目的としたマスタープランですので、それは理解しています。

魅力のある都市をつくること。そして、周辺の里山や田園風景も大事にして、大枠でいえば「選ばれる都市ふじのくに」。そのような創生に向けて、一丸となって頑張りたいと思います。

ありがとうございました。

○森本会長 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、中山委員、お願いします。

○中山委員 中山でございます。

ご説明どうもありがとうございました。

この緑の報告事項資料の「現状→課題認識」の①「人口及び世帯数減少の進行」と、②「人口密度の低下と高齢化の同時進行」の2点について、質問をさせていただきます。まず①の部分ですが、これは前回の審議会のときにも少し意見を述べさせていただきましたが、工業誘致の方針についてです。

先ほど説明がございましたように、静岡県的人口は右肩下がりになっていますが、工業の出荷額は、ここの数字を見ましても、今後も伸びていく予想にあるというお話でございました。

しかしながら、これからの工業については、生産性の向上ですとか、技術革新なりをして、報告の前の審議の中でも、新たな産業というんでしょうか、先端産業という言葉もあったわけなんですけれども、そういうような形をしていくと、必ずしも土地が今までと同じような形で必要になってこないというようなことも考えられます。工業出荷額の指標というものを否定するわけではありませんが、県が進められております西部、中部、東部で行なっている産業クラスターですとか、あとAOIとか、MaOIですとか、ChaOIですとか、いろんな形のものが出てきておりますので、そういうものを含めながら、新たな考え方というものをお示しいただくことが必要なのかなというのが1点目でございます。

そして、②のほうについては、これは先ほどの委員の中からも公共交通という話があったわけなんですけれども、この①、②のカテゴリーの中に、実は住宅地と商業地と公共交通というものは、実はこれ、切っても切れない縁になっていまして、公共交通だけを考えるということではなくて、住宅地と商業地、この部分のネットワークをどうするかということを考える必要があると思います。例えばハブ・アンド・スポークの公共交通の在り方をどうしたらいいのかですとか、そういうことを含めていくと、駅をアクセスポイントとするのではなくて、ほかのところをアクセスポイントとして、うまく機能して、地域の方々により公共交通を利用していただくというようなスキームもできるかもしれませんので、そのあたりも柔軟に伺いたいと思っています。

以上でございます。

○平井都市計画課長 はい、ありがとうございます。

1つ目の工業の件で、先端産業がこれから進む中、土地の必要性がイコールではないのではないかという、そういったことでございますけれども、やはり産業の技術の進歩というのは、昨今本当に目覚ましいものがございまして、従来の考え方が通用しなくな

る時代がすぐに来るのではないかというふうに考えております。そのときになって後手を踏まないように、産業振興が図られるような政策立案ができるような考え方を、これからも絶え間なく考え続けていきたいと思っております。

また、2つ目の公共交通、ハブをどこに持ってくるか、いろいろ考えたほうがよろしいかというご意見ありがとうございます。ちょっとそういったことも含めて今後の方針を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○森本会長 はい、ありがとうございます。

2点目の中山委員のハブ・アンド・スポークのお話ですが、私から補足させていただきます。今までは自家用車で目的地まで通っていましたが、クルマを使わない場合は、どうやって鉄道駅まで行くのかが問題となります。駅からの交通は観光でいうと二次交通という言い方をしたり、交通のほうでは端末交通という言い方をしたりします。本来は徒歩で行けるのが一番望ましいんですが、歩くには遠いケースは、自転車であったり、あるいは将来的には自動運転という乗り物が期待されています。どういうふうに公共交通を生かしていくのかというのは、身近な交通とセットで考えないといけないと思っております。

あと、身近な交通結節点については、モビリティハブというような言い方を我々はしています。これは、駅ではないようなところに拠点をつくって、そこにいろいろな交通機関を集めて、魅力をつけていくというような考え方でありまして。今後の交通については、いろいろと提案されていますから、そういうものもご検討いただきながら、いずれにしても静岡らしい、静岡のメリットを十分に生かせるような計画をご提案いただくといいかなと思っておりました。

私からのコメントでございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日ご説明いただきましたが、今後、令和7年度までに向かって、このような形で大きなフレームをつくっていくということです。この都市計画審議会には、進捗状況が進み次第、またご報告していただいて、皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、ぜひ魅力ある県土の構築、安全・安心な県土の構築を目指していただければと思います。

では、意見も出尽くしましたので、審議は以上でございます。

全体を通しまして、何かご発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今日の議題は全て終了いたしましたので、私の進行を事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

○司会 森本会長、ありがとうございました。また皆様、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

本日お配りした資料ですが、冒頭にご案内したとおり、表紙がピンクの当日配付資料①につきましては事務局で回収をいたします。なお、その他の資料につきましても、ご不要であれば机の上に置いてご退席ください。

次回の都市計画審議会は令和4年2月頃を予定しております。

それでは、以上をもちまして、第184回静岡県都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時56分閉会